鳴門市公営企業管理者 企業局長 山 内 秀 治 様

> 鳴門市水道事業審議会 会長 玉 有 繁

水道料金のあり方について (答申)

平成29年8月31日付け鳴企水企第126号で、当審議会に対し諮問のありました 水道料金のあり方について、慎重に審議を重ねた結果、当審議会の意見をとりまとめま したので、下記のとおり答申いたします。なお、水道料金の改定にあたって、留意すべ き事項を附帯意見として付します。

記

本市水道事業の経営状況については、鳴門市水道事業ビジョン(平成28年3月策定)の財政収支見通しにおいて、平成30年度に純損失の発生、平成32年度には累積欠損金の発生が見込まれていましたが、直近の決算状況では、経営努力により人件費や公債費等が見込みよりも抑えられた結果、平成30年度当初予算においては、純利益が確保できている状況です。

しかし、少子高齢化の進展に伴う本市人口の減少や節水型社会への転換などにより、 鳴門市水道事業収入の大きな割合を占める給水収益は長期的に減少すると見込まれて いることや、老朽化した施設の更新や耐震化に伴う多額の建設改良費が必要となること から、水道事業経営は厳しさを増しています。

本市の水道料金は、消費税関連を除き、昭和59年以来改定していませんが、今後、 施設の適切な維持整備を図り、引き続き安全で安心な水道水を安定的に供給していくた めには、次のとおり水道料金の増額改定を実施すべきと判断します。

1 改定時期

料金改定の時期が遅くなるほど料金改定率が高くなることから、水道利用者への適切な周知期間を設けたうえで、可能なかぎり早期に改定することが望ましく、<u>改定時期は</u> 平成31年度当初とすることが妥当です。

2 算定期間

料金算定にあたり、水道サービスなどにかかる原価を積算する期間である料金算定期間は、水道料金の安定性や公平性等を考慮し、<u>平成31年度から35年度までの5年間</u>とすることが妥当です。

3 改定率

料金算定は、地方公営企業法等で適当とされ、多くの事業体でも採用されている総括原価方式によることとし、鳴門市水道事業ビジョンの収支見通しや近隣事業体の料金水準、利用者負担等を総合的に勘案して、平均改定率を20%程度とすることが妥当です。

(附帯意見)

1 経営の合理化への取り組み

水道事業の経営にあたっては、これまでの経営努力にとどまることなく、今後もさらなる経営の合理化や効率化に努めることを求めます。

2 収益の増加に向けた取り組み

あらゆる収入について増収の検討を行うとともに、市全体の取り組みとして、市の魅力を高めることによる人口増加策や企業誘致策など他部局との連携を図り、料金収入の増加につながる施策を推進することを求めます。

3 料金体系の見直しの検討

基本料金は水道施設の維持管理等の固定費や、検針・集金関係費等の需要家費の財源となり、一定の水準を維持しなければならないことから、安定的な収入確保が求められます。今後、水需要がさらに減少すると予測されることから、将来を見据えた安定的な料金収入を図るため、長期的なビジョンを持ち、基本料金と従量料金の割合の見直しを検討することを求めます。

4 料金改定の周知

料金改定にあたっては、改定の必要性などについての利用者の理解が不可欠であることから、料金改定の必要性や内容等について十分に周知することを求めます。

5 料金のさらなる精査

この答申を受けて料金改定を実施するにあたっては、最新の経営状況等により精査してください。また、昭和59年以来、30年以上経過しての改定となることから、利用者の負担に配慮した改定が望まれます。なお、給水収益の推移や施設の更新・耐震化などの諸課題を踏まえ、改定後も状況に応じて水道料金水準の妥当性を確認し、適切な対応を図ることを求めます。